

暑中お見舞い申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

7月になり異常なほどの猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年は早くから日本列島に台風が接近、上陸という事態が発生しました。梅雨と言えば「しとしと雨」という感覚をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思います。しかし現在の梅雨は、「線状降水帯」となり各地に水害を引き起こす脅威となっていました。

さて、漸くコロナ禍から脱却し、あちこちの行楽地で国内外の観光客が増え、経済が少し動き出した感じがします。通勤電車の混雑ぶりもほぼコロナ前の状態に戻り、夕方の盛り場の賑わいも戻ってきました。しかし、コロナは私たちの心の奥深くにまだ潜んでおり、これまでの常識や慣習を当然には受け入れられないようになってきたようです。いい意味で物事の真価を問うようになったのかもしれませんが、3年近く続いたコロナ禍で私たちは、より合理的に生活するようになった一方で、人とのふれあいという大切なものを見失ってしまったような気もします。コロナ前に戻るのではなく、これから真の新しい生活様式を見出していくことが大切ではないでしょうか。

私たちは、常に皆様に寄り添い、共に社会の発展に寄与できるよう精進してまいります。

今後とも税理士法人アークネットを宜しくお願いいたします。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎



第35号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
* 信託型ストックオプションの税務①
- 3 Tax Information
* 贈与・相続税の改正と活用上のポイント
- 4 Profile～社員スタッフ紹介
- 5 セミナーのお知らせ
* 電子帳簿保存法セミナー
- 6 独り言

What's New 信託型ストックオプションの税務 ①

2023年5月29日の日本経済新聞で以下の記事がありました。

『国税庁は29日、信託型と呼ばれる**ストックオプション(株式購入権)**について、**給与としての税務処理が必要だとの見解を示した**。企業は権利行使で得た株式の売却に対して20%の税金がかかると認識していたが、給与として最大で55%の税金が課され、想定より税負担が増えることになる。』

国税庁のこの見解は、信託型ストックオプションを発行しているベンチャー企業を中心に衝撃が走る内容でした。今回は、そもそもストックオプションとは何か、税制適格と税制非適格の違いを整理致します。その上で、なぜ今回の国税庁の見解が波紋を呼ぶものであったのかを、次号にて解説致します。

ストックオプションとは？

ストックオプション(以下SO)とは、株式会社の従業員や取締役が、自社株をあらかじめ定められた価格で取得できる権利です。通常、企業の株価は成長に伴って上昇していきます。例えば、現時点において従業員や取締役に1,000円で将来的にその企業の株式を取得できる権利(この権利がSO)を付与したとします。その後、その企業が順調に成長し将来の株価が10,000円になったとすると、SOを行使することによって、1,000円で10,000円の価値の株式を取得することができることとなります。つまり、このケースではSOの権利行使をした者は9,000円の利益を得られます。

ストックオプションの税務上の取り扱い

SOは税務上、**税制適格SO**と**税制非適格SO**に区別されます。税制適格SOは、SOを行使しただけでは課税されず、SOを行使して取得した株式を実際に売却した時に株式譲渡所得として課税されます。

一方で、税制非適格SOはSOを行使した時点で課税がされます。税制適格か税制非適格かは、金額が大きくなればなるほど影響は大きいものとなります。上記の例ではストックオプション行使時に株価が10,000円という例でしたが、IPO(株式公開)に成功して株価が高騰した状況でSOを行使し1億円の利益を得たとします。あくまでイメージのため正確な税額計算ではありませんが、ざっくり税制適格では株式譲渡所得として20%の2,000万円の課税、税制非適格では給与所得として55%(住民税含む)の5,500万円の課税となり、適格か非適格かで大きな違いがあることが分かります(繰り返しですが、正確な税額計算ではありませんのでご了承ください)。 次号へつづく

渋谷事務所 税理士 宇治 秀一郎

Tax Information

贈与・相続税の改正と活用上のポイント

I.はじめに

令和6年(2024年)1月1日の贈与から暦年課税制度及び相続時精算課税制度の改正が施行されます。

相続財産への加算期間や使い勝手の向上などが見直され、以下においてその改正内容を記すとともに本改正制度を活用するにあたってのポイントを取り上げます。

尚、本改正制度の内容を可能な限り分かり易くするため、経過措置等の内容を省略させていただいている部分がございますので、ご了承ください。

II.暦年課税制度

1. 現行制度の内容

暦年課税制度はその年の1月～12月までに受けた贈与に対して課税する制度で、年間110万円の基礎控除があるためその超える部分に対して課税が行われる制度です。

但し、相続の発生があった場合、相続開始前3年以内の贈与について相続財産としてカウントする必要があります。

2. 改正制度の内容

令和6年1月1日以降に相続の発生があった場合、相続開始前7年以内の贈与について相続財産としてカウントすることとなります(経過措置あり)。

	現行	改正後
加算期間	3年	7年 (経過措置あり)

例えば、令和6年から令和15年までの10年間に毎年100万円、合計1,000万円の贈与があり令和16年に相続開始となった場合、現行税制では300万円(100万円×3年間)が相続財産として取り込まれるのに対し、改正後は700万円(100万円×7年間)となります。

III.相続時精算課税制度

1. 現行制度の内容

相続時精算課税制度は贈与の一形態で、非課税枠(特別控除)が2,500万円あるため贈与時の税負担を軽減しつつ財産の早期移転を促進するために設けられた制度です。

但し、贈与者及び受贈者に一定の要件があるとともに、2,500万円を超える部分については一律20%の税率が適用されます。

また、文字どおり「相続時精算」する制度のため、相続の発生があった場合は年数にかかわらず贈与金額を必ず相続財産としてカウントしなければなりません。

2. 改正制度の内容

令和6年1月1日以降に相続時精算課税制度による贈与があった場合には、まず110万円の基礎控除をし、その超える部分につき非課税枠(特別控除)2,500万円を利用してもなお残額があるときに20%の税率で課税が行われることとなります。

	現行	改正後
基礎控除 (110万円)	なし	あり

例えば、令和6年中に3,000万円の贈与を受け相続時精算課税制度を適用して贈与税申告をする場合、現行税制と改正後では下記のように異なります。

<現行>

$$(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = \underline{100万円}$$

<改正後>

$$(3,000万円 - 110万円 - 2,500万円) \times 20\% = \underline{78万円}$$

IV.改正後の暦年課税制度と相続時精算課税制度

令和6年1月1日以降(改正後)の暦年課税制度と相続時精算課税制度の主要な相違をまとめると下記の表となります。

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者	要件なし	贈与年の1月1日時点で60歳以上の者
受贈者	同上	贈与年の1月1日時点で18歳以上の直系卑属である推定相続人
基礎控除額	年110万円	年110万円
特別控除額	なし	2,500万円
贈与税率	一般税率または特例税率	一律20%
相続時のカウント価額	相続開始前7年以内(経過措置あり)に贈与により取得した一定の財産	相続時精算課税制度を利用して贈与により取得した財産(基礎控除分を除く)
贈与税の還付	なし	あり
届出書	なし	相続時精算課税選択届出書(最初の贈与申告時のみ)
選択による制限	なし	上記届出書を提出したときは、同一人からの暦年贈与は適用不可
申告の要否	年110万円以内は不要	年110万円以内は不要

V.活用上のポイント

1. 暦年課税制度

暦年課税制度は贈与者及び受贈者に要件がないため、年齢的に可能な限り早い段階から複数の孫等に複数の年数に亘っての金銭贈与により相続財産から除外する方法が効果的です。

例えば、60歳から2人の孫(18歳以上を前提)に20年間毎年510万円の金銭贈与をすると2億400万円が移行し、その贈与税額は下記のとおり20年間で2,000万円、すなわち10%に満たない税率で2億400万円が相続財産から除外できることとなります。

年間贈与税額 = (510万円 - 110万円) × 15% - 10万円 = 50万円

20年間合計 = 50万円 × 2人 × 20年 = 2,000万円

孫に限らず、相続人である子であっても7年を超える贈与財産は相続財産から除外されるため、早期から実行していくとより効果が高くなります。

2. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は贈与者及び受贈者の要件があることから、一定の親族間に限定適用される制度ですが、贈与者が生前に自己の意思で多額の贈与を20%という低税率で行うことができるという特徴があります。

但し、相続発生時には相続財産として取り込む必要があることから、現行の税制下における相続税対策としての活用方法は下記①②のように限定的なものでした。

令和6年1月以降の改正では基礎控除の110万円が新たに設けられるとともに、基礎控除を適用した金額について年数に制限なく相続財産に取り込む必要がなくなりました。

従って、既に相続時精算課税制度を利用した場合であっても同一の贈与者から毎年110万円までの贈与であれば贈与申告をする必要もなく相続財産から除外することが可能となります(下記③)。

① 価値の増加が見込まれる有価証券・不動産等の贈与

② 利回りの高い不動産の贈与

③ 既適用者の基礎控除110万円以内の贈与

VI.まとめ

1. 相続発生時における暦年贈与の取り込み期間が3年から7年に(経過措置あり)
2. 上記1の7年への延長に伴う、より長期的な視野での暦年贈与の必要性
3. 相続時精算課税制度に基礎控除110万円が新設・取り込み不要
4. 相続時精算課税制度の既適用者でも基礎控除範囲内贈与金額が相続財産対象外に

渋谷事務所 税理士 田中 隆志

Profile～社員スタッフ紹介

東京事務所所属 **増澤 亜美**
(ますざわ あみ)



- ✿ 1977年5月生まれ
- ✿ 神奈川県横浜市出身
- ✿ インターネット関連会社から都内会計事務所に転職。
事業会社、税理士法人等を経て、
2023年1月から税理士法人アークネットに勤務。
- ✿ 趣味は編み物。
最近ゴルフとスケボーを始めました。
- ✿ 一言：日々自己研鑽に励み、みなさまのお役に立てるように
がんばります。どうぞよろしくおねがいします。

～～独り言～～

先日新聞代の値上げが発表になった。1か月 5,500円、600円の値上げとなる。何でもかんでも値上げ。人件費の高騰、原材料の高騰など、コスト高を反映した値上げラッシュが続く。これは政府が掲げた賃金アップ政策のしわ寄せが善良な一般国民の犠牲の上に成り立っているということじゃないのか！といったものように腹を立てていたが、待てよ、と冷静になって、この5,500円を分析してみることにした。日経新聞の場合、1行11文字、下の方の広告を除くと12段。1ページ70行、平均的に40ページとすると37万文字となる。紙面には写真や図表があるので、文字は70%と仮定すると26万文字となる。見出しはほとんど拾い読みで100文字。気になる記事は1ブロックで1,000文字。3つ読んでも3,100文字。5,500円は1ヵ月分だから、1日180円。朝刊だけなら150円。なんと3,100÷26万×150円＝1.8円分しか読んでない！値上げを嘆く前にもっと新聞読もう(^^)

文責：野呂伸一郎

セミナーのお知らせ

『電子帳簿保存法セミナー』

静岡事務所において『電子帳簿保存法セミナー』を開催いたします。参加費は、無料。オンライン開催もごございます。いよいよ来年1月から義務化される電子帳簿保存法について一緒に学んでみませんか。

詳細は、静岡事務所 054-251-2121 (担当：設楽) または各担当者までお問い合わせください。

日程：令和5年8月9日(水)
受付 14:00～/セミナー 14:30～16:00
人数：会場開催 先着 35名様(予約制)
オンライン開催 先着 100名様(予約制)
講師：小田巻、牧野(税理士)
設楽(1級FP技能士・CFP)

税理士法人アークネット静岡事務所 主催セミナー 参加費 無料

『電子帳簿保存法』セミナー

～令和6年1月から電子取引はデータ保存が必要です！～

日 時

令和5年8月9日(水)
受 付 14:00～
セミナー 14:30～16:00

下記の通り同時開催を行います。ご都合に合わせてお選びください

会場開催

オンライン開催

静岡県産業経済会館
3階 第1会議室
(静岡市葵区追手町44-1)
先着 35名様(予約制)

お好きな場所からご参加
Zoomを使用
先着 100名様(予約制)

講 師

小田巻真史(税理士・静岡事務所 所長)
牧野史明(税理士・静岡事務所 副所長)
設楽亜沙美(1級ファイナンシャル・プランニング技能士・CFP)

次回予告

日にち：令和5年12月7日(木) 予定
内 容：新NISA・iDeCo基本セミナー

お申込み・お問い合わせ ☎TEL 054-251-2121 担当：設楽

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 静岡事務所 | 〒420-0852 | 静岡市葵区紺屋町 11-13
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161 |
| 東京事務所 | 〒101-0047 | 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474 |
| 渋谷事務所 | 〒150-0042 | 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811 |
| 千葉事務所 | 〒262-0033 | 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A |